

[利用料金] 一日あたり下記の利用料金となります。

① 基本利用料

	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円
要介護2	423円	444円	673円	689円
要介護3	479円	502円	777円	796円
要介護4	533円	560円	880円	901円
要介護5	588円	617円	984円	1008円

②体制加算

サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円

③ 体制加算

中重度者ケア体制加算	45円
------------	-----

④ 各種加算料金

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76円
入浴加算(Ⅰ)	40円	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円(月に)
入浴加算(Ⅱ)	55円	口腔機能向上加算	150円(月2回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円	認知症加算	60円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円	若年性認知症ケア加算	60円

⑤ 介護職員等処遇改善加算Iロ

介護職員処遇改善加算は上記の、①の基本利用料と②③の体制加算と④の各種加算料金を加えた料金に12%の加算率を乗じた金額となります。

(④の各種加算料のうち、入浴などが行われなかった場合などは差し引いて計算されます。加算の組み合わせにより料金が異なる場合があります。)

- * サービス利用料金は、実際に利用したサービスの合計となります。
- * 食事に係る実費(給食材料費)は別途にいただきます。

昼食代 1食 700円(おやつ代含む)

◎上記金額は**令和8年8月1日現在**のもので、今後、介護報酬の改正に伴い、変更されるものです

[支払方法]

利用者負担金は、原則とし月末締めで翌月中旬ごろに郵便局口座引き落としでお支払い下さい。

(現金支払い制度もあります)

* 保険料の滞納や居宅サービス計画を作成しない等により、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、所轄の市町村の窓口に提出しますと、自己負担分を控除した金額の払い戻しを受けることができます。